

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給のご案内

茨城県では、茨城県新型コロナウイルス感染症対策融資（新型コロナウイルス感染症対応資金枠に限る。）（以下、対象融資という。）を利用した中小企業者の方に利子補給を行います。

1 利子補給対象者

対象融資を利用し、下記①又は②に該当する方。

① 個人事業主かつ小規模事業者で、
認定書※1 記載の売上等減少率が5%以上

② 上記を除く中小企業者で、
認定書記載の売上等減少率が15%以上

※1 セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証
についての市町村長の認定書

小規模事業者の範囲

業種	常時使用する従業員数
ア 製造業、建設業、運輸業 その他（イ～エを除く）	20人以下
イ 卸売業	5人以下
ウ 小売業	5人以下
エ サービス業 （うち宿泊業、娯楽業）	5人以下 （20人以下）

ただし、対象融資について、信用保証協会の代位弁済を受けた方は対象外となります。

2 利子補給期間及び利子補給率

融資実行日から3年間の支払い利子について、全額補給します。

利子補給金は、下記期間ごと、融資の返済用口座※2 あて振り込みとなります。

補給回数	支払利子計算期間	振込月(予定)
第1回	融資実行日～R2.9.30まで	R2.11～12
第2回	R2.10.1～R2.12.31まで	R3.3～4
第3回	R3.1.1～R3.12.31まで	R4.3～4
第4回	R4.1.1～R4.12.31まで	R5.3～4
第5回	R5.1.1～融資実行日から3年後まで	R6.3～4

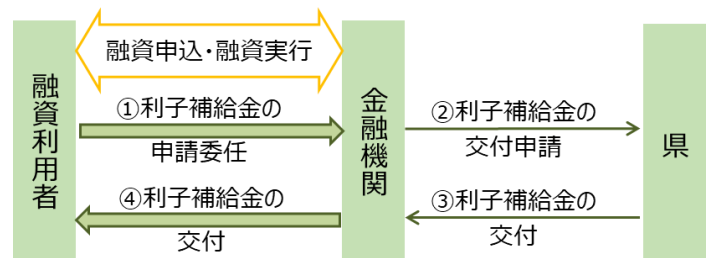
※2「返済用」口座という名称については、金融機関の取り扱いや貸付形態により異なります。融資実行金融機関にご確認ください。

3 利子補給金の交付申請方法

県への交付申請及び県からの利子補給金の振込については、融資実行金融機関が取りま
とめて行います。

委任状及び振替承諾書※3にご記入の上、
融資実行金融機関あて提出してください。

※3「委任状及び振替承諾書」の用紙は、融資実行
金融機関から配付されます。



4 お問い合わせ先

各融資実行金融機関 又は 茨城県産業戦略部産業政策課金融グループまで
☎029-301-3530

令和2年10月
産業戦略部 産業政策課